

議案第79号

藤岡市個人情報保護条例及び藤岡市情報公開条例の一部改正について

藤岡市個人情報保護条例及び藤岡市情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年9月1日提出

平成29年9月1日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市個人情報保護条例及び藤岡市情報公開条例の一部を改正する条例
(藤岡市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 藤岡市個人情報保護条例(平成10年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第7号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同条第9号とし、同条中

第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同条第4号中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第7条中「次に掲げる事項の個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条各号を削る。

第8条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 個人情報の記録の内容に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨第8条第3項中「審議会」を「藤岡市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）」に改める。

第15条第4号中「第28条」を「第29条」に改める。

第19条第5項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第2項」の次に「（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

（藤岡市情報公開条例の一部改正）

第2条 藤岡市情報公開条例（平成10年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができる

もの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。